

第7次南風原町障がい者計画・南風原町第8期障がい福祉計画
南風原町第4期障がい児福祉計画策定業務仕様書

1. 業務名称

第7次南風原町障がい者計画・南風原町第8期障がい福祉計画
南風原町第4期障がい児福祉計画策定業務

2. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 業務目的

第6次南風原町障がい者計画・南風原町第7期障がい福祉計画・南風原町第3期障がい児福祉計画(以下「現行計画」という。)の計画期間が令和8年度をもって終了することから、新たな計画を策定する。

本業務は、障がい者、障がい児(以下「障がい者等」という。)の施策等を取り巻く状況や環境の変化を把握しながら、現行計画の評価や本委託業務で実施するアンケート調査及び分析の結果を考慮し、本町における障がい者等施策の実情や将来展望及び地域性に適した独自性のある計画内容とする。

4. 計画期間

第7次南風原町障がい者計画	令和9年4月1日～令和15年3月31日(6年間)
南風原町第8期障がい福祉計画	令和9年4月1日～令和12年3月31日(3年間)
南風原町第4期障がい児福祉計画	令和9年4月1日～令和12年3月31日(3年間)

5. 業務内容

(1) 障がい者等の現況及び動向の整理(現状分析、課題整理)

以下の項目を主に、町の関連資料を基に現状の分析・把握を行う。

基礎データの収集調査、分析、整理、現計画の現状と問題点の見直しを行う。

- ① 障がい者等の福祉に関する施策、事業の現況及び動向の整理
- ② 町の概要、社会経済的特性や地域内社会資源等の把握
- ③ 上位計画及び関連計画
- ④ 国・県の動向等の把握
- ⑤ 町の各種計画の整理・把握
- ⑥ 障がい者等の現況動向と特性の把握(障害種別人数の動向)

(2) 障がい者等実態把握調査業務

アンケート調査や障がい者団体等へのヒアリング等により、障がい者等の生活の実態や意向などを把握し、分析・課題抽出などを行う。人口、障がい者等数、障害福祉サービス事業量等の主要指標について、過去の傾向値等を勘案の上、統計的手法を駆使して推計を行う。各種障害福祉サービス等について、年度ごと・サービス種類ごとに見込み量を推計し、目標値の設定及び目標達成のための施策を提案・検討する。

【アンケート調査】

- ① 受託者は、アンケート調査票の設計や印刷、調査票の封入作業、宛名ラベル作成、発送、回収作業、回収結果のデータ入力作業、回収結果の集計・分析を行い、調査結果報告書としてとりまとめ、データで納品するまでの作業一式を行う。なお、アンケート調査票の設計は受託者が作成し、町と協議し内容を確定する。
- ② 町は、調査対象者を抽出し、抽出データを受託者に提供する。
- ③ アンケート調査票は2種類(障がい者、障がい児)とし、調査対象者数は基本的に以下のとおりとする。

・障がい者(18歳以上～65歳未満)	1,300人
・障がい児(18歳未満)	400人
- ④ 調査方法は、発送・回収ともに郵送にて行い、発送・回収にかかる郵送費は受託者が負担する。ただし、アンケートの回収(回答)はインターネット上でもできるようにすること。
- ⑤ 受託者は、アンケート調査等実施に伴う個人情報などの取り扱いには十分配慮する。

【各団体等調査】

障がい者団体及び障害福祉サービス事業所(主に町内事業所を予定)等へのヒアリング調査を行う。

(3) 各種会議等への参加及び運営支援

各種会議等への参加、会議にかかる事務局への必要な助言、資料提供、議事概要の作成等を行う。必要に応じて事務局との打ち合わせを適宜行う。

(4) パブリックコメントの支援

計画の素案作成後、パブリックコメントについて意見の集約・整理等の支援を行うこと。

(5) 計画策定業務

- ① 現行計画の評価と課題の整理
- ② 障がい者等の福祉事業の分析・評価と今後の検討

③ 計画にかかる目標値及び確保方策等の設定

障がい福祉計画、障がい児福祉計画にかかる国の基本方針に基づき設定する。

④ 計画書素案の作成

基礎資料・データ分析、パブリックコメント、ヒアリング等各種調査などの結果を総合的に勘案し国・県の計画策定に関する考えを踏まえ、計画骨子案及び計画全体素案を作成する。

⑤ 計画書の編集、校正等作業

(6) 計画書等成果品の作成

① 報告書

② 計画書 150部

A4判、1色刷り約100頁、ただし表紙、背表紙、裏表紙はカラー印刷とする。

③ 計画書概要版 100部

A3判、2つ折り加工、フルカラー、8頁

④ 各種電子データ

報告書及び計画書関連の電子データ一式をCD-ROMに納めて納品。

ただし、オープンデータの推進の観点から必要に応じて国が示すオープンデータ基本指針(※1)に基づき、機械判読に適しかつ、二次利用可能なデータ形式(※2)で納品すること。

※1 オープンデータ基本指針(平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和6年7月5日改定)

※2 「統計表における機械判読可能なデータ作成に関する表記方法(総務省)」

6. その他

(1) 受託者は、本仕様書及び委託契約に基づき、町と綿密に連絡を取り、その指示等に従い、誠実に業務を遂行すること。

(2) 本委託契約等に関する協議や各種打ち合わせ等に関する必要経費は、受託者の負担によること。

(3) 受託者は、本業務により知り得た内容等を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(4) 業務の完了後においても、計画策定に係る町からの問い合わせ等については、可能な限り対応を行うこと。

(5) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、別途協議を行い、決定するものとする。